

## 第13回マナー協議会の資料のご説明について

### 1 リチウムイオン電池を使用した製品の適切な排出方法について…資料1

近年、モバイルバッテリーや加熱式たばこといったリチウムイオン電池を使用した家電製品を、誤って「容器包装プラスチック」の日に出してしまい、収集車両や選別施設、リサイクル工場などでの火災事故につながる事例が全国的に増加しています。

そのため、こうしたリチウムイオン電池を使用する製品の適切な分別と排出を呼びかけるチラシを作成しましたので、マンションの掲示板等への掲出など住民の皆さまへの啓発にご協力いただきますようお願いいたします。

データのほか、チラシが必要な場合は、環境局環境事業部循環型社会推進課(011-211-2928)までご連絡ください。

### 2 令和5年度の集団資源回収の変更点等について…資料2

集団資源回収奨励金が、令和5年4月以降の回収分から、総回収量1kg当たり3円から4円に引き上げになります。また、回収量増加に向けた取組の優良事例や、回覧板等で活用できるチラシのひな形を作成しました。これらは、3月末に、添付資料の通り、マンション管理組合などの各回収実施団体に郵送で周知する予定ですので情報提供させていただきます。

また、集団資源回収に取り組んでいない団体向けのチラシを作成しましたので、集団資源回収に関心をお持ちのマンション管理組合がありましたら、ご案内いただきますようお願いいたします。

データのほか、チラシが必要な場合は、環境局環境事業部循環型社会推進課(011-211-2928)までご連絡ください。

### 3 札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持に関する要綱の改正について…資料3

札幌市では、ごみの排出方法や、ごみステーションの清潔保持及び設置等について要綱を定め、新築及び既存の共同住宅に係る専用ごみステーションの設置等について規定していますが、この度、要綱の一部を改正いたしました(令和5年4月1日施行)。

共同住宅関係の主な改正として、第12条(既存共同住宅に係るごみステーションの設置)の規定は戸数に関わらず適用されます。

また、第12条については、規定の内容を具体化し、既存の共同住宅について近隣に居住する市民とごみステーションを共用することについては合意が必要であること、共同住宅の居住者による不適正排出の継続等により合意ができなくなった場合は専用ごみステーションを設置すること等を明示しました。

なお、新築共同住宅については、今回の改正による変更はありません。

※札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持に関する要綱、新旧対照表を添付しております。また、改正後の要綱は札幌市ホームページに掲載いたします。

### 4 ごみステーション数の推移、利用状況等について…資料4

ごみステーション数の推移、不適正排出ごみがあるステーションの割合、共同住宅における専用ごみステーション設置状況などの資料です。

共同住宅エリアでの不適正排出ごみがあるごみステーションの割合は増加傾向にあります。

個別のごみステーションの管理や入居者の啓発に関するご相談は各区担当の清掃事務所までご連絡ください。

【個別のごみステーションの管理や入居者の啓発に関する問い合わせ先】

- ・中央清掃事務所(中央区担当) 011-581-1153
- ・北清掃事務所(北区担当) 011-772-5353
- ・東清掃事務所(東区担当) 011-781-6653
- ・白石清掃事務所(白石区・厚別区担当) 011-876-1753
- ・豊平南清掃事務所(豊平区・清田区・南区担当) 011-583-8613
- ・西清掃事務所(西区・手稲区担当) 011-664-0053

※ごみステーションの管理や啓発に関するご意見等がございましたら、記入用紙に必要事項をご記入のうえ、下記までご送付をお願いいたします。

060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所  
環境局環境事業部業務課 (担当:成田)

e-mail [seiso-gyomu@city.sapporo.jp](mailto:seiso-gyomu@city.sapporo.jp)